

静岡県埋蔵文化財センターの報告書デジタル化の過程と現状

中鉢賢治（静岡県埋蔵文化財センター）

The Process and Current State of the Digitization of Fieldwork Reports Published by the
Shizuoka Prefectural Archaeological Center
Chubachi Kenji (Shizuoka Prefectural Archaeological Center)

- ・静岡県／Shizuoka prefecture・発掘調査報告書／Archaeological excavation reports
- ・デジタル化／Digitization・関東甲信越静ブロック／Kantō-kōshin-etsu-sei area

はじめに

平成28年2月18日に奈良文化財研究所で行われた全国遺跡報告総覧シンポジウムにて「公立調査機関における報告書デジタル化の取り組み」と題して、静岡県埋蔵文化財センターの取り組みの過程や所属する関東甲信越静ブロックの状況、そして今後の事業展開について報告を行った¹⁾。今回、その時の内容をまとめる機会を与えられたが、報告から既に6年以上の年月が経過していること、私自身が所属している組織の変化や、それ以上に、埋蔵文化財調査を取り巻くデジタル環境と各自治体のそれへの対応が大きく変化していることから、6年前の報告をベースに、公立調査機関の取り組みの一端と、所属している地域ブロックの状況について報告したい。

1. 静岡県埋蔵文化財センターの概要

（1）設立からの経緯

静岡県埋蔵文化財センターは、知事部局に所属する公立の調査機関であるが、他の都県府県の同様の機関と比べ、やや特異な経緯を辿っている。静岡県では、県教育委員会、もしくは、県教育委員会が地元の教育委員会と協働する形で、記録保存調査を実施してきた。昭和50年代に入り、増加する大規模開発への対応や市町村からの要望を受け、埋蔵文化財調査機関の設置が喫緊の課題となっていた。当時の行革の流れが影響したのかもしれない。新設の調査

機関は、「民間の活力を生かしながら県がこれを応援する形」²⁾での設置が検討され、地元の静岡新聞・静岡放送によって設立された財団法人駿府博物館の付属機関として、昭和57年4月、静岡埋蔵文化財調査研究所が設立された。この組織は、昭和59年4月末日をもって解散し、同年5月より、県が出資する財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所（以下、財団法人）に引き継がれたが、これをもって、現在の静岡県埋蔵文化財センターの直接的な前身機関とみなすことが多い。国・公団・県等の開発事業に対する記録保存調査を実施してきたが、新東名高速道路等の大規模な開発事業が終息を迎える中で、財団法人の存続が議論された。最終的には県直営の調査機関として決着し、平成23年4月に教育委員会事務局の組織として、静岡県埋蔵文化財センター（以下、埋蔵文化財センター）が設置され、財団法人の業務を引き継ぐこととなった。その後、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の成立に伴って、平成31年4月より、静岡県文化・観光部（現スポーツ・文化観光部）に文化財保護課（現文化財課）とともに移管され、現在に至っている。尚、平成28年10月には、移転統合した県立庵原高校の校舎をリノベーションし、県内各地に分散していた収蔵庫も含めた移転を行っている。

（2）主な業務

国・県及び旧道路公団等の開発事業に伴う記録保存調査が主要な業務である。また、発掘調査によっ

て出土した木製品・金属製品を中心とした保存処理及び修復を行っており、県内の自治体からも業務を受託している。平成30年度からは、重要文化財登呂遺跡出土遺物の修復も手掛けており、高い評価を得ている。

普及啓発事業であるが、平成28年の移転により、普通教室3室分の専用展示室を確保し、常設展示を行っている。その他、主に児童・生徒を対象とした体験授業・出前授業、生涯学習の一環として、職員が講師を務める埋文セミナー、外部の研究者を招いての歴史講演会、木製品等の保存処理を体験する考古学技術体験等を行っている。先に記した文化財保護法の改正により、保存から積極的な活用へと文化財保護政策の転換が図られているが、文化政策や観光を担う部署へ移管されたこともあり、教育委員会所属時に比べ、普及啓発事業の比率を高めるような組織運営が求められている。

2. 全国遺跡資料リポジトリへの参加

(1) 刊行物の管理

静岡県では、本庁の文化財課と埋蔵文化財センターの2つの組織で文化財行政を担っており、それぞれが発刊した刊行物の管理を行っている。文化財課は、「静岡県文化財調査報告」と「静岡県文化財年報」を刊行している。前者は、教育委員会が主体となって行った埋蔵文化財発掘調査の他、民俗、歴史資料、建造物等の各種文化財の保護を前提とした調査報告で、現在までに71集が刊行されている。

一方、埋蔵文化財センターでは、「静岡県埋蔵文化財センター調査報告」(1~64集)、「静岡県埋蔵文化財センター研究紀要」(創刊号~第8号)、広報誌である「ふじのくに考古通信」(vol.1~23)を刊行しており、印刷発注時に全てPDF化を行っている。また、前身である財団法人の刊行物である「静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告」(1~245集)、静岡県埋蔵文化財調査研究所研究紀要(第1~17号)、「静岡県埋蔵文化財調査研究所年報」(1~27)等の管理を行っている。

(2) 全国遺跡資料リポジトリへの参加の経緯

平成23年度に、県直営の埋蔵文化財センターとなり、財団法人時代に行った発掘調査の資料整理と報告書刊行を引き継ぐこととなった。報告書は、体裁等の継続性を優先させ、シリーズ名及び発行機関名の変更だけとしたが、インターネット上の公開を念頭に、印刷物に加え、PDFデータでの納品を新たに追加することとした。インターネットによる公開は、当時契約していたサーバーの容量不足により、今後の検討課題として残されることとなった。

そのような中、平成24年10月18日付け、県教育長宛依頼文書「発掘調査報告書の電子化及び遺跡資料リポジトリへの参加について」が、文化財保護課から埋蔵文化財センターに転送してきた。文化財保護課では対応しないことを確認し、参加の可否は、埋蔵文化財センターが独自に検討することとなった。既に埋蔵文化財センター刊行分の発掘調査報告書のPDFデータを取得していた我々にとっては、まさに渡りに船であった。翌11月から埋蔵文化財センター内及び島根大学付属図書館との調整を行い、平成25年1月16日に、「遺跡資料リポジトリ(広域版)」への参加申込書を提出し、本格的な取り組みがスタートした。登録の対象としたのは、埋蔵文化財センター及び財団法人刊行の発掘調査報告書であり、CSI事業として、後者の発掘調査報告書159集分(185冊)のPDFデータを提供していただき、平成25年度から本格的にデータ登録を開始した。

問題となったのは、PDF化されていない財団法人刊行の報告書160~245集分(102冊)である。いわゆる「自炊」を検討したものの、時間と人手の問題から、断念しようと考えていたところ、重点分野雇用創出事業に、「発掘調査報告書電子化業務」として採択されたことで、財団法人刊行の報告書全冊のデジタル化が、平成26年3月までに完了した。

(3) 現状と課題

平成23年度から始めた埋蔵文化財センターの発掘調査報告書のデジタル化は、当初、仕様を定めていなかったため、高精度PDFデータが納品されてい

た。その後、全国遺跡報告総覧への登録時に、データの軽量化で苦労したこともあり、現在は、「全国遺跡報告総覧が推奨する報告書公開のための電子化仕様」を基礎に、印刷可能な高精度データと100MB以下の低精度データ（100MB以下に収まらない場合は、100MB以下のファイルに分割）の2種類のPDFデータをCD-RもしくはDVD-Rでの納品としている。データの保管であるが、現在は、納品されたメディアと、それを外付けハードディスクにコピーしたものと異なる場所で管理している。

遺跡資料リポジトリへの参加時点では、登録・公開の対象を発掘調査報告書に限定するものと理解していたため、刊行物の公開については、当初から、発掘調査報告書は全国遺跡報告総覧に、研究紀要及び広報誌は、静岡県立中央図書館デジタルライブラリーにそれぞれ登録しており、現在でも継続している。また、埋蔵文化財センターのウェブサイト上では、全国遺跡報告総覧と静岡県立中央図書館へのリンクを設定し、刊行物の閲覧に供していたが、サイトのページ構成が複雑で使いにくくなっていたことから、令和4年3月に行ったウェブサイトのリニューアルで、新たに「デジタルライブラリー」というページを設け、刊行物の閲覧が容易にできるようになっている。また、令和3年度からは、研究紀要及びニュースレターの全国遺跡報告総覧への登録も開始し、利便性の向上を図っている。

平成25年度から始めた登録作業であるが、登録はしたものの、未公開としていたデータの消滅による

再登録作業や、古い報告書のメタデータ作成、PDFデータの圧縮作業では、人手不足を痛感したが、令和元年度以降は前年度に刊行した報告書の登録だけとなっており（図）、人手不足は解消している。しかし、文化財課との調整が不十分だったため、埋蔵文化財センターが管理する発掘調査報告書等の公開に限定せざるを得なかった点は、課題として、今も残されたままである。

3. 関東甲信越静ブロックの状況

（1）ブロック会議での協議

平成28年に報告を行った際、静岡県が含まれる関東甲信越静ブロックの報告書のデジタル化についての状況をまとめてみた。同ブロックは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県から構成され、会議には、それぞれの都・県に加え、さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市の各政令市が参加している。

平成23年12月に行われた関東甲信越静ブロック埋蔵文化財等諸問題検討委員会では、茨城県の提案により、全国遺跡資料リポジトリが取り上げられている。この頃は、参加大学が20大学と、規模が拡大した時期であるが、参加大学である筑波大学や信州大学が所在する茨城県や長野県では各大学への協力準備や市町村や県の財團への働きかけが行われていた。その一方で、「文化庁なり奈文研なりの主導が必要」、「関東甲信越静ブロックとして統一した対応が必要」といった全国規模あるいは地域ブロックでの統一的な展開を求める意見の他、「アーカイブの永続的な管理への疑問」や「紙ベースの報告書作成費用負担を委託者が拒否する根拠となること」への危惧が示されている。また、「調査成果の活用に関する方法のひとつであり、調査成果の記録保存とは無関係」、「紙ベースの報告書と電子データとの役割の相違を明確にする必要性」、「印刷物の少なさを補うものとして、大学側に協力し、公開するという整理は可能」といった前向きな意見も出されている。

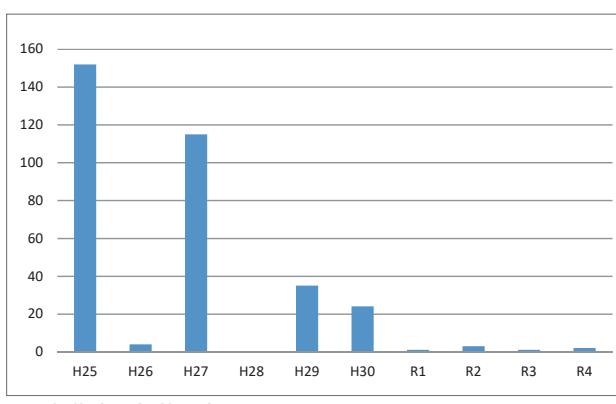


図 報告書登録数の変遷

また、平成24年度からは自治体の直接参加が始まったが、翌年7月の関東甲信越静ブロック文化・文化財行政主管課長協議会では、山梨県の提案により取り上げられている。山梨県が信州大学との協定を締結し、公開を始めたこと、茨城県が筑波大学との協議により公開を行っていること、長野県は引き続き県教育委員会の報告書の情報提供や市町村への依頼を行っていることが報告されている。静岡県もこの段階では、埋蔵文化財センターが独自に参加しており、参加方法の相違はあるもののリポジトリへの参加が増加している。また、横浜市のように、独自に報告書をホームページ上で公開している事例も報告されており、発掘調査報告書のデジタル化とその公開の必要性が認知されてきた様子が窺える。ただし、「発掘調査の一般的な公開手段として、印刷製本された報告書形式が妥当」、「文化庁が紙ベースによる報告書の刊行を求めており、その上で電子データ化を統一的に推進するのは事業者負担のあり方として適切ではない」、「遺跡資料リポジトリは任意の取り組みであり、事業者負担とは別に、公費により電子データ化を行い協力するまでの公共性・公益性が認知されてはいない」、「文化庁を中心となって、公共的・全国統一的な公開・活用方法の検討を行い、現行の事業者負担による報告書刊行との整合性を図り実施していくのが望ましい」、「発掘調査の形態が様々であり、過去の報告書の著作権等の整理は困難」といった意見が出されており、デジタル化とその公開についての整理すべき課題が示されるとともに慎重な姿勢がみえる。

(2) 関東甲信越静ブロックの状況から考えたこと

このような地域ブロックの状況に関して、平成28年に行った報告では、信州大学・筑波大学への協力・協業を行っている3県、独自の取り組みを行っている横浜市を除いては、ほとんどデジタル化による公開が無いという状況に対し、直接参加している立場から、記録保存と自治体の役割の2つの側面から課題を示した。

記録保存に関しては、紙媒体による印刷物と電子

データ共存の整合性の問題であり、活用と保管の両立の問題でもある。原因者負担としている発掘調査報告書300部の刊行と配布は、記録保存としての基本であり、厳守すべきものである。視点を変えれば、現在の刊行部数と配布先だけで、国民の財産たる埋蔵文化財の記録保存措置の結果である報告書が、十分に活用されているのかという疑問である。仮に、活用されているとした場合には、文化庁が言う「永久に保存」され、「将来にわたって確実に保管」³⁾される報告書とは、どのような状態のものなのかという疑問もある。報告書は、活用を前提とした印刷物である以上、破損や経年による劣化は必ず生じる。十分な活用のためには、インターネット上での公開、破損・劣化への対応としては、印刷物のバックアップが必要である。そのいずれにとっても報告書のデジタル化が不可欠なのである。

また、自治体の役割についてであるが、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体は対等・協力関係にあると位置づけられた。しかしながら、ブロック会議で出された、文化庁や奈文研による主導やブロックとして統一した対応の必要性といった意見からは、自治体独自の取り組みとしては、ややハードルが高い様子も見て取れる。記録保存とも関わることだが、活用のためのデジタル化とその公開は、自治体の住民サービス（業務）として的確に位置づけられるべき内容であり、積極的な取り組みが望まれる。

(3) 事業推進のために

平成28年の報告では、自らが所属している機関やブロック会議の状況を踏まえ、事業推進のための意見を述べた。今更な内容ではあるが、当時は、文化庁や都道府県の姿勢と各自治体の問題意識が、事業推進にとってのポイントと考えていた。

関東甲信越静ブロック会議で出された文化庁主導という意見は、地方分権一括法施行後でも、国と自治体の関係性に変化がないことを示している。つまり、文化庁－都道府県－市町村という強固なピラミッドは確固たるものなのである。そのことは、文

化庁の姿勢や都道府県の考え方次第で、事業が大きく推進することを示している。当センターが加盟している全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会（以下、公立埋文）では、平成25年度に「発掘調査報告書の電子データ化とその公開・活用について」、平成26年度には、「発掘調査資料の電子データ化にかかる支援」という要望を出している。文化庁からは、公開・活用のために効果的であるといった認識が示されており、電子データ化の有用性が、認められつつあるといった印象を受けた。

静岡県においては、地元の国立大学である静岡大学が遺跡資料リポジトリに参加していないこともあって、事業そのものを知る機会がなく、ましてやこの事業が平成20年度から行われていることは全く知らないでいた。リポジトリ業務の周知方法にも改善の余地があったのかもしれないが、自治体職員として、情報収集力能力の欠如を素直に反省とともに、それを向上させる必要性を痛感した。自治体職員として、自らが刊行した発掘調査報告書について、活用したい人が、活用したい時に、活用できる環境づくりを行うという意識は常に持ち続けるべきであり、その方策の一つが、報告書のインターネット上の公開なのである。

4. その後の状況と今後の展望

（1）その後の状況

平成28年に行った報告について、現状に合わせて修正を加えながらまとめてみた。その後、平成29年9月25日に文化庁は、『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術導入について2』⁴⁾を公表した。報告書のデジタルデータ公開の行政的位置づけが明確化され、各自治体に対し、積極的な登録の呼びかけが行われている。これについては、関東甲信越静ブロック会議で出された意見、他地域の自治体でも懸念されていたことでもあろうが、それに対する一定の見解が示されたものであろう。また、平成29年度から3年間、奈良文化財研究所が主催した報告書発行機関向けの説明会も行われており、文化庁や奈文研が

主導すべきとの要請に応えたものともいえよう。

都道府県別 PDF・書誌・抄録公開件数については、毎年、高田祐一氏によってまとめられているが⁵⁾、ここでは、関東甲信越静ブロック及び静岡県の状況についてみておきたい。各都県の区市町村別のPDF登録自治体数と、都・県及び公立もしくは法人の調査機関の登録状況を表に示した。現在、全国遺跡報告総覧には、発掘調査報告に限らず、様々な種類の刊行物が登録されているが、ここでは、原点でもある発掘調査報告書を登録している地方自治体を対象にした。平成28年段階では、7県の自治体での参加があったが、現時点では、1都・10県での登録が認められる。都・県レベルでは、東京都・栃木県・神奈川県の参加はないが、全体的には、平成29年度以降の働きかけが功を奏しているといえよう。ちなみに、静岡県では、報告を行った平成27年度段階では、4市の登録であったが、現在では、10市に増加している。平成30年度からの登録が4市、令和2年度からの登録が2市である。

しかしながら、管内の自治体の登録参加が半数を超えているのは、山梨県と長野県のみである。この2県は信州大学によって積極的に登録がなされていた地域であり、まだまだ、直接参加している自治体は少ないといえる。この状況については、様々な要因が考えられるが、文化財担当部署あるいはそこに所属している職員の意識の問題もあるが、それ以上に、電子化と登録にかかる予算と人材の問題が大きいと考えられる。当センターでは、幸いなことに特別な支出無しで報告書の電子化を行うことができたが、新たな経費が必要となっていれば、事業に参加できたかどうかは分からぬ。タイミングは逃してはいけない。

（2）今後の展望

新たに刊行する報告書に関しては、印刷製本時にPDFデータの納入を追加するのは比較的簡単である。印刷発注時の事業者負担のあり方として適切ではないという極めて厳格な考え方もあるが、印刷業者からは、高精度PDFについては、印刷の工程の中で

表 関東甲信越静ブロックPDF登録自治体数

	都・県	調査機関	区	市	町	村
茨城県 32市10町2村		○		6	2	1
		○		13	2	1
栃木県 14市11町				2		
				1		
群馬県 12市15町8村	○	○		6	1	1
埼玉県 40市22町1村		○		10	4	
千葉県 20市6町4村	○	○		4	2	
東京都 23区26市5町8村			3	1		
神奈川県 19市13町1村				3	1	
新潟県 20市6町4村	○		4	2		
	○		4	2		
山梨県 13市8町6村	○	○		13	5	1
	○	○		13	5	1
長野県 19市23町35村	○	○		19	21	19
	○	○		19	21	19
静岡県 23市12町		○		4		
		○		10		

※各都県の上段は平成28年1月下段は令和4年9月段階

生成されるものであること、そこから低精度PDFを作成しても、作業的には大きな負担にはならず、金額にはあまり影響を与えないことを確認している。そうであるならば、電子化までを報告書印刷に位置づけることは十分に可能である。登録作業についても、発掘調査件数が横ばい状況⁶⁾であることを考えれば、過重な負担とはならないのではないだろうか。

次に、デジタル化されていない既刊行報告書であるが、これについてはデジタル化のための予算や登録・書誌データの作成のための人手が必要となり、大きな障害となっているのかもしれないがPDFデータの作成方法やその実践例も報告されている⁷⁾。これらを参考に個々の自治体が、デジタル化を行う事が、先ず考えられるが、都道府県が主体となり、都道府県と市町村が協力して、デジタル化を推進することも考えてみてはどうだろうか。例えば、県が主体となり、補助金を用いて、管内市町村が発行した報告書のPDF化を委託業務として行い、そ

のデータを各自治体に提供する。各自治体は、PDF化のための報告書を提供、PDF化されたデータを登録する。このような役割分担を行うことで、それぞれの負担軽減を行うことができないだろうか。

当センターでは、発掘調査を行った遺跡、発掘調査報告書、遺物の熟覧や貸出し等の問い合わせの際、ウェブサイトから全国遺跡報告総覧に入っていただき、双方で、インターネット上の報告書を見ながら、やり取りを行うことも多い。非常に、スムーズな対応ができる、欠かせないものとなりつつある。このような利便性の高さは、一機関だけではなく、多くの参加自治体でも実感しているのではないだろうか。今も続く新型コロナウイルスの影響による埋蔵文化財の情報提供のあり方も見直す時期にある。各自治体にとっては、ハードルが高いかもしれないが、より多くの自治体が参加することで、全国遺跡報告総覧が更に充実したものとなることを期待したい。

【補註および参考文献】

- 1) 中鉢賢治 2016「公立調査機関における報告書デジタル化の取り組み」『文化遺産の記録をすべての人々へ!』全国遺跡報告総覧プロジェクト pp.20-22
- 2) 静岡埋蔵文化財調査研究所 1984『静岡県埋蔵文化財調査研究所』25 pp.2
- 3) 補宜田佳男 2010「埋蔵文化財保護行政の現状と課題－発掘調査から報告書刊行まで－」『文化遺産の記録をすべての人々へ』pp.7、文化庁 2004『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』(報告) 等
- 4) 文化庁 2017『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2』(報告)
- 5) 高田祐一 2022「2021年度数字で見る全国遺跡報告総覧」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用4』奈良文化財研究所 pp.179-212pp
- 6) 文化庁文化財第二課 2022『埋蔵文化財関係統計資料』
- 7) 宮崎敬士 2022 「発掘調査報告書の公開」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用2』奈良文化財研究所 pp.202-205等